

平成26年第2回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年6月23日(月曜日)午後1時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第1号 長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 平成26年度長南町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第5号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第6号 防災行政無線デジタル化工事(第I期)請負契約の締結について
- 日程第8 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 発議第1号 手話言語法制定を求める意見書提出について
- 日程第10 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について
- 日程第11 発議第3号 国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	林	義博	君	2番	吉野	明夫	君
3番	大倉	正幸	君	4番	小幡	安信	君
5番	板倉	正勝	君	6番	左	一郎	君
7番	加藤	喜男	君	8番	仁茂	健一	君
9番	丸島	なか	君	10番	松崎	勲	君
11番	石井	正己	君	12番	丸	敏光	君
13番	古市	善輝	君	14番	松崎	剛忠	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	副	町	長	麻	生	由	雄	君
							事	業	課					
							務	取	扱					

教 育 長	片 岡 義 之 君	会 計 管 理 者	岩 崎 利 之 君
総 務 課 長	野 口 喜 正 君	総 務 室 長	田 中 英 司 君
企 画 財 政 室 長 兼 政 策 室 長	常 泉 秀 雄 君	住 民 課 長 兼 税 務 住 民 室 長	唐 鎌 幸 雄 君
保 健 福 祉 室 長	荒 井 清 志 君	産 業 振 興 室 長	岩 崎 彰 君
農 業 推 進 室 長	御 園 生 明 君	地 域 整 備 室 長	松 坂 和 俊 君
ガ ス 事 業 室 長	大 杉 孝 君	教 育 課 長	蒔 田 民 之 君
学 校 教 育 室 長	浅 生 博 之 君	給 食 所 長	中 村 義 貞 君
生 涯 学 習 室 長	石 野 弘 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 邊 功 一	書 記	加 納 光 輝
書 記	鈴 木 直 幸		

○議長（松崎 勲君） 皆さん、こんにちは。

開会に先立ち、報告いたします。

松崎剛忠議員から、遅刻する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

以上で報告を終わります。

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから、平成26年第2回長南町議会定例会第6日目の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、発議3件を受理しましたので報告します。

なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第2、議案第1号 長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 4番の小幡です。

一般質問でも、ちょっと一貫教育のことについて質問させていただきましたが、設置条例賛成なんですけど、少し内容的なことでお伺いしたいと思います。

まず、これができた場合、長南町の小中一貫校は県内で4例目となるわけですけども、前例となる3校については、今、ちょっと調べていただいたところでは、全て要綱という形でつくられていてスムーズにいったということなんですけど、今回、長南町の場合は条例という形で設置をするということで、その違いというものがどうしてあるのかなということについてお聞きしたいと思います。

それから、幾つかあるんですけど、この中で、長南町教育研究協議会というものが出てくるんですけど、これについて今まであまり伺ったことがないので、この機会をおかりいたしまして、長南町教育研究協議会というものがあるのかということについて、お聞きしたいと思います。

それから、隣の加茂学園については、教育委員会の中に小中併設校開設準備会議というものがつくられて、

教育委員会が主体となって小中一貫校が進められたように考えられるんですが、長南町の場合は、教育委員会としてはどのような形でこれにかかわっていくのかということについて、以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） まず1点目、なぜ条例かということだと思いますが、一般的に地方公共団体、自治立法権に基づいてやるものが条例、要綱というのは行政機関の内部規定であるというふうに捉えているところなんです。教育委員会としましても、前回の小中一貫校設立委員会、これを設立するときにも、内部規定ということで、要綱でいきたいというようなお考えを示したところですけども、それはそぐわない、条例がいいだろうということを当議会のほうからご指摘を受けました。そのような関係もありますので、今回も条例という形で同じように出ささせていただいて、スムーズに繋げていきたい、そのように考えたわけです。

あと、加茂学園の加茂地区小中併設校開校準備会議、これについては、教育委員会が総括しているものです。同じように、私たちのほうも、これから設置しようとしています小中一貫校の設立委員会を総括する形でかかわっていききたいというふうに考えております。

以上です。

1つ、すみません、落としました。

長南町教育研究協議会というものですが、この機関については全ての自治体のほうにこれはございますが、本町の在勤の全教職員で組織されて、長南町の教育の振興を図ることを目的とした組織であります。これにつきましては、地域の教育課題の究明あるいは教職員の資質向上、児童・生徒の学力向上に関する事業を推進している、そのような組織になります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） はい、わかりました。

もう少しお聞きしたいんですが、教育研究協議会が長南町在勤の教職員で構成されるということで、実際、長南町の今後の教育を考える場合に、長南町在住の教育者並びに有識者、そういう方たちの意見を聞いて、いわば長南町の教育のビジョンというものをきちんと確立したうえで小中一貫校についても進めていくべきではないかなという感じもするんですけども、今までそのような組織がなかったというのは非常に残念に思っております。

長南町の教育のビジョンというものが果たしてどういうものとしてあるべきなのかということをお教育長あるいは町長におかれまして、考えているようなことがありましたら、教えていただきたいと思います。

それから、ぜひこの小学校の校歌とか校章を決める際に、大人たちだけ、この設立委員会の委員だけで考えるのではなくて、新しくできる小中一貫校の生徒、とりわけ中学生に、こういうものを考えてもらうようなことも、今後の町のためには、大きくなったときに、これは私たちがつくったというような一体感も持てるのではないかなという感じがするので、小・中学生がこの設立委員会にかかわるようなことができるかどうか、それについてお答え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 今までこういったところに学校の職員、長南町在住の職員が入っていなかったのではないかというご質問ですが、それぞれ各委員会には学識経験者という枠でそれぞれ代表を入れさせていただいているところです。

子供たちのほうですけれども、一応規定では二十歳以上の長南町在住あるいは在勤の者で組織して考えていきたいというふうに考えております。なお、その委員会で必要というような判断が下されましたら、前回同様、小学生にも意見を求めたり、アンケート調査をしたり、そういったこともあるかもしれませんが、現在の段階ではそれはまだ、どのような方向に進むかは決まっておらないところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 長南町の教育をどう考えるかという今後のビジョンでありますけれども、私は、長南町は、本当に子供も少ないし、きめ細かな教育を今、しているわけでありますけれども、一番それで中心になるのがやはり、これはもう長南町だけではないわけですが、生きる力をしっかりとつけてあげることが、大きな、子供たちに対する教育だろうというふうに思っています。

それともう1つは、やはり長南町を愛するって言いますかね、将来やっぱり子供たちがこの長南町を好きになり、帰ってくる、そういう教育も必要だろうというふうに思っていますので、大きくは、今後の社会を生きていく、いろんな知、徳、体だけじゃありませんけれども、大きな4つの柱になっているわけですが、その大きな柱の1つに生きる力っていうことを重点に据えながら、あとは申し上げましたように、長南町にね、今後貢献できる、帰ってくる、そういう子供たち、それを育てていくのが、今の長南町の教育の方向ではないかなと思ってます。

○議長（松崎 勲君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 教育ビジョンについては、今教育長のほうからお話がありましたけれども、私としては、教育委員会が目指すべき教育方針をスムーズに実行できるように教育環境をきちんと整備してあげる、そういうのが長の役目なのかなというふうに思っておりますので、今後、しっかり予算措置をして、教育環境を整備してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤です。

ちょっと何点かお聞きします。

先日の室長の説明によれば、先ほど小幡さんも言うておりましたけれども、この委員会は、校名、校歌、及びスクールバス、教育課程等の検討をさせていただくためと説明をされておるわけですが、でもこの条文をよく読んでみますと、1条におきましては設置、これ、目的・設置ですけれども、統合して整備する施設に関する事項について協議をしているんだと。それから所掌事務の2条については、統合小学校の施設の管理、運営について協議するんだというようなことを書いてございまして、室長が説明をした校名や校歌、スクールバス、教育課程等、どういうふうに考えていいのかなと。これだけの条例を最初から見た人は、そんなとこ何

も考えない。条例の中に、必要であれば校名、校歌、スクールバス云々と考えるべきことを入れていただかないと、この条例は何なんだろうというような感じが、これを最初に見た人は思ってしまうんじゃないかなというので、ちょっとこの辺を1つ、お聞きしますのと、先ほど小幡さんもお聞きになりました、教育研究協議会ということで、全教職員が入っているということでわかりましたが、参考までに、この会長さんといいますが、協議会ですから会長でいらっしゃる、会長さんは今どなたかなということと、これはどこが所管してやってる組織なのかなということがもしわかれば、教育委員会がやっているのか、町ではないと思いますが、学校が自分でやっているのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 学校教育室長、浅生博之君。

○学校教育室長（浅生博之君） 1点目の校名、校歌、スクールバスを条例の中に入れていないとわからないということでございますけれども、今後、ホームページいろいろ掲載する中で周知していくことでご理解をお願いしたいと思います。

もう1つの教育研究会でございますけれども、どこがということですが、教育委員会が所管しております。

以上です。

会長につきましては、東小学校の校長ということでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 私はこれについて、反対としたい意見じゃございません。ただ、委員会17名という中で、早目に進めていかなければいけないと思うんです。だから、中でやっぱり分けて、部門を、早く。スクールバスにしても、校歌とか国旗、そういうものでも、中ではやっぱり、分けた中で委員会を議会のように総務、産経とか、教育民生ぐらいに、5・6・6とか5・5・7とかで幾らか分けた中でたまに一緒になってという決まりですか、ものを幾らか発表して行って、そういうところもう少しこうしたらどうだっというような形で、まあ17人いますんで、17人が皆思ってることをやったら、まとまるのに時間がかかると思うんですよ。そういった中で、3つぐらいに分けた中で、五、六人であれば、結構、話が、いい意見もすぐ出てくると思うんですけど、17人という中の1つの会になると、なかなかまとまりもつかなくなって、時間的にも長くかかるんじゃないかなというのを考えますんで、そういうことがもしできれば、委員会っていうのを1つじゃなくて、3つぐらいに分けた中で、3つにしても2つにしてもいいですけども、1つだけで17人でやるんじゃないかと、もう少し細かくして意見の言いやすいような委員会をつくってもらって、それでそれを、打診で次、17人に集まった中で意見交換みたいな形ですぐ決めていくっていうような形をとってもらいたいなという考えです。

以上です。

でその、考え方があるかないか、その答弁をお願いします。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 学校の設置条例の改正の関係、当面は校名あるいはスクールバスの経路等を検討し

てまいりたいというふうに今考えております。

なお、校舎建築につきましては、補助金の関係もありまして、平成27、28年度の2年間の事業として実施すべく、今、県と協議している段階ですので、方向性がはっきりしてから、討議に入りたいというふうに考えております。

また、教育課程、あるいは生徒指導、この関係は先ほど出ました教育研究協議会でも検討しておりますので、当委員会に報告後、検討に入りたいと、そのような計画でおります。

なお、今のご意見、十分参考にさせてスムーズに運ぶようにしたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑……。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 私も反対するものじゃありません。

皆さんが大分懸念しているようですけども、ご承知のように、条例でつくっているということは、これは日本国憲法のようなもので、条例が最優先すると。で、じゃあ条例の下に何があるかっていうと規則。規則の下に何があるかっていうと、要綱なんです。ですからこれを、条例でつくったっていうことは、いわば憲法をつくっているようなものですから、私は適切な処置じゃないかなというふうに考えます。

今、板倉議員さんからもおっしゃられましたけども、17名設置しておりますから、それで過半数の5条の2項では、過半数の出席がなければ開けないと。その次に、可否同数のときの3項では、出席委員の過半数をもってこれを決するという事になっていきますから、17名ですので、半分来ても8名のうちの半分がいいと言ったら、3分の1の人が賛成すりゃ、決まっちゃいますね。そういう意味で、こちらでは分科会みたいなものをつくってやるのがいいんじゃないかということをおっしゃったんじゃないかなというふうに私は考えました。

中で、第8条では、これは条例を作りますよ、けども条例は作るけども、細かいことは教育委員会が別に定めますよということの規定してあるわけで、これをじゃあ、あれをどういうふうにつくるんだとかやれ何だとかかんだとかって、こういうものの云々じゃなく、この条例に対して、この条例はいいのか悪いのかということを決するわけですから、いいんじゃないかなというふうに思います。

あとの、じゃあ何を、例えば校章をどういうふうにしたとか、あるいは、バスをどういうふうにするんだとかってそういうのは別に規則があるわけ、今度つくるんでしょから、そういう細則の中で決めていけばいいわけです。一言言わせてもらえば、校章は、私は町旗やなんかつくった時にですね、今言ったように、長南町在住もしくは長南町に勤務する者の中から、公募で決めましたね、この町章は。長南の長に、左が「な」で右が「ん」です。そういうわけで、校章についてもいろいろと意見があると思うんです。ですから、そういうものは公募をしてやるのがいいんじゃないかなというふうに考えますね。

そういうことも申し上げまして、私は、この条例をつくったということが極めてスムーズに運営されるんじゃないかなというふうに考えます。

賛成討論じゃありませんから、一応、そういうことで、過半数について、ちょっとお考えを聞かせてください。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） はっきり読んでいくとそうなのですが、この委員会開催に当たり、できるだけ全委員が出席するように、今までも調整してきたんですけども、この小中一貫校設立委員会のほうも教育委員会のほうで調整させていただいて、できるだけ多くの方が参加できる、多くの意見が聴取できる、そのような委員会をつくってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○11番（石井正己君） はい、了解。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第3、議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 何点かお聞きします。

時間外手当の関係でありますので、時間外手当、残業手当が、昨年度はどの位あったかと、それから、それがその前の年と比べて、どの位ダウンかアップしているのかという状況を、それと、昨年度時間外手当はどの位の人に支給したかと、これは多分、管理職以外でしょうから、何級の職員が該当するのかなということですね。

それから、年間に一番残業した人は、何時間位してるのかなと、またそれが、労働基準法に適合しておる範囲なのかなと、お聞きしたいと思います。

また、一番多い人は年額どの位、去年でもらっておるか、その人の勤務状況も、また真面目にやっとなってこんなもんでしたということで、なんかその辺がお聞きできれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） ただいまの加藤議員さんのご質問、大体6点ほどだと思います。まず、残業の実績ですね。それと前年度とのアップがまずどの位かというご質問だと思います。

25年度の実績、年間の支給額は、およそ約1,479万3,560円でございます。前年度の支給額は、1,192万2,725円ということで、対前年度比較いたしますと、約287万835円ということで、24年度よりも25年度支給額、24%アップしているというような状況でございます。

それと、3点目の、支給をした人はどういう内容なんですけれども、これにつきましては、冒頭、議案の説明のときにもご説明したとおり、今、加藤議員さんおっしゃったとおり、管理職を除く職員ということで、5級以下いわゆる1級の主事補から5級までの主査クラスの方が支給対象となっております。支給対象の職員は、105名ということで、この方々に残業代を支給しているということでございます。

年間に支給している方は今、そういった方で100名前後の方にお支払しているということでございます。

5点目、労働基準法の関係ですと、地方公務員も労働基準法の適用を受けるということになってございます。大体、労働基準法では、年間の残業は、年間360時間までというような規定がございます。多い人でどの位かということなんですけれども、私の記憶ですと、多くても300時間前後というような記憶をしております。従いまして親法である労働基準法そのものには、役場の職員、残業の実績としては、基準法に抵触していないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） はい、それまでは結構で、あと一番もらってるのはどの位かなということと、その辺がわかれば。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 一番多い人で、年間70万円前後というふうに記憶してございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 70万ということで、70万もらってる人はしっかり仕事をしておるんでしょうね。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 残業は、一応、原則、役場、うちのほうでは火曜日と木曜日は一応原則的にノー残業デーという形で、残業につきましても自己申告ではなくて、残業のシステムは上司監督が残業しなさいよという業務命令に基づいて残業を命じて、それを受けた職員がやっているということで、システム的にはそういう形で役場の宿日直、泊まり職やっておりますけども、そちらのほうに残業する場合には、どこそこの課で誰々が何時間位残業しますよというような申告表も、役場の宿日直で退出がわかるように、そういうシステムでちゃんと指導といいますか、指揮監督の中でしっかりと残業していただいているというようなことで、また、残業

もあまり、今は多すぎますと、過労死というようなこともございますので、できるだけ職員の健康に気を配りながら、そういった職場の環境をよくする中で、残業のほうも極力抑えるような形で通常の業務のほうをしつかりとやっていただくというようなことで、進めてまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第4、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第5、議案第4号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） この回数について、委員会を開催する回数についての予定などが決まっておりましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 学校教育室長、浅生博之君。

○学校教育室長（浅生博之君） 委員の公募をする関係がございますので、開催は8月以降ということで、今のところ年5回程度を予定しております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第6、議案第5号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に

ついてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第7、議案第6号 防災行政無線デジタル化工事（第I期）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 大変恐縮なんですけど、少し質問をさせていただきたいと思います。

まず、デジタル化の工事の概要なんですけど、全部で44カ所ぐらいあると思うんですけども、中継局を入れて45、施工済みが3カ所ぐらいあるということでありまして、正直言いまして、恐らく3カ年計画ぐらいで、来年度ぐらいで全部終わるんじゃないかなと思うんですが、予算ではちょっと6,900万ぐらいなんかの予算だったと思うんですが、これをお骨折りいただきまして、6,517万8,000円ですか。ということでありますので、この3カ年計画で恐らくやる、あと、22カ所ぐらい27年度に回すんでしょうけど、そうしますと、今年度の予算差額、これは改めて契約を変えて、少し前倒しでやるのかどうか、要は、何を言いたいかっていうと、工事の概要とそれからその施設のうちの、今年度は22カ所、失礼しました、今年度やるのが20何カ所かな、来年度が22カ所。そういうことありますんで、3カ年のうち、今年やった予算差額があるので、これをどう使うのか、少し来年度分を差額でやるのかどうか、あるいは予算どおりですから、これは執行残で残すとか、その辺のところ2つばっかし、お願いします。3カ年計画ですから、どういうふうになっているのか。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） それでは石井議員さんのまず工事の概要、それと2点目の差額はどうかという、こういう2点だと思います。

まず、この工事の関係なんですけれども、今、概要、先般、契約のとき、常泉室長からもご説明したとおり、この工事の内容につきましては、44カ所の子局中、今回は20局という形で施工させていただきたいと思います。来年度につきましては、このうちのほうの3カ年計画ですと、来年度、石井議員さんおっしゃられるとおり、残りの22局を実施してまいりたいというふうに考えております。

この工事の内容につきましては、24年度から、私、当初この中継局と、瀧之内、そちらのほう、総務省のほうにデジタルの免許をもらいに、国のほうに行っていました。従いまして、このデジタル化になっているところにつきましては、24年度には野見金中継局と町内の瀧之内、これについてもデジタル化が施工済みと。それと昨年の25年9月の時に補正をいただきまして、市野々の埴生沢地区、この箇所については昨年、この1局の子局だけは実施済みであります。

従いまして残りの20局と22局は、残りの今年度、来年度でやる予定でございます。その後、防災行政無線だけではいけませんので、当然、各ご家庭にございます戸別受信機、こちらのほうも、今計画ですと、完全に子局が設置が終わりましたら、それ以降順次、戸別受信機を28、29、30、今の予定ですと、戸別受信機約1,000台ずつというような予定でございます。

今回、この執行残、申し上げましたとおり、約300万近くの前年度に對しまして執行残でございます。これについては、また、まだ内部でこの間、電子入札やったばかりですので、どういうふうな使い道にするかというのは、今言ったとおり、予算どおりにするのか、あるいは少し前倒しで多少戸別受信機を購入するのかというようなことは、また財政室といろいろと協議を進めていく中で、町財政全体の予算を考え合わせた中で、今後どうやっていくべきかというのを有効的に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○11番（石井正己君） はい、了解。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 指名競争入札ということで、指名業者の数と指名業者名、あるいは予定価格、差し支えなければ教えていただきたいというふうに考えております。

このスイス通信システムが落札契約したわけなんですけれども、私の知っている限りは、このスイス通信システムについては、こういう関係の工事にはすこぶる長けているというふうに思っております。1件ほど、直接ではございませんけれども、この局をつくるにあたってその周辺の伐採等をお世話になった親会社が、このスイス通信の関係でございました。ちなみに申し上げておきます。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、丸議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、予定価格のほうですが、税抜き価格で申し上げますと、6,226万円でございます。次に、指名の業者でございますが、10社でございます。まず、千葉市の株式会社エス・アイ・シー。また同じく千葉市の株式会社

NTT東日本千葉。次に、浦安市のNBSエンジニアリング株式会社。次に、市原市の大崎システック株式会社。続きまして、千葉市の小峯電業株式会社。続いて、同じく千葉市のスイス通信システム株式会社。また同じく千葉市の福井電機株式会社。次に同じく千葉市でございます、フィデス株式会社、フィデス、片仮名です。続きましてこれも千葉市の平和防災株式会社。最後に10社目ですが、これも千葉市の宮川電気通信工業株式会社。以上の10社を指名してございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから議案第6号 防災行政無線デジタル化工事（第I期）請負契約の締結についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第8、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、現委員の金澤義雄氏の任期が、本年6月30日をもって満了となることから、新たに西野秀樹氏を適任者として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議賜り、ご同意くださいますようお願い申し上げます

なお、金澤義雄氏には、3期9年間、固定資産評価審査委員会委員として、町政発展にご尽力をいただきました。心から感謝申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） これで提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

○5番（板倉正勝君） 任期と人数は何名ずついるんですか。

○議長（松崎 勲君） ただいま説明のとおり、1人。

○5番（板倉正勝君） 全員で。固定資産評価資産委員会。すみません。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、唐鎌幸雄君。

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） 固定資産評価審査委員会の委員さんの3名ということで、全部で3名でございます。任期につきましては3年ということで、3人の方が3年なんですけど、1年ずつ任期が来るようになってまして、毎年一人ずつ任期が来るという形になっております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 西野さんはよく存じておって、西野さんにどうこういう問題ではありません。ちょっと参考までにお聞きします。

主な年間のこの3名の業務はどういうのかなというのが1点。それから報酬はどれくらいだったかなというのが2点目。それから、記憶によりますと、3名3年で交代ですが、たしか前回、大森和夫氏が役場のOBで就任したと記憶しています。今回2人目の役場職員が就任するわけですが、執行部としてこの役場職員が、3名のうち2人OBがいます。この辺、別に適材適所でよろしいかと思えますけれど、何かその辺でなっちゃったということで説明がつけばひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（松崎 勲君） 住民課長、唐鎌幸雄君。

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） 固定資産の評価委員さんの選任の関係、最初、役場職員が2人で、というようなお話でございます。

その関係につきまして、まず1点目といたしまして、地区持ち回りで今までやらせていただいていると。たまたま、金澤さんの辞意の表明ございましたので、今後は長南地区の番だったというようなお話でございまして、長南地区の議会側の方ともお話をさせていただく中で、またうちのほうでも候補者を10人程度絞り込んでまいりまして、そういう中で打診したり、協議をした中で、たまたま西野さんに最後、落ち着いたというような経過でございます。

仕事の内容の説明でございますけれども、固定資産税を毎年町のほうはいただいております。土地、家屋、償却資産という形で、固定資産の課税をさせていただいております。お手盛りで、高いのか安いのか、これは町の税金でございますので、茂原市さん、あるいは長南町、一宮町、それぞれ税務担当者が、いろいろな資料に基づき、また過去からの課税状況等も踏まえる中で、3年に一遍の評価替えに当たりまして、決めさせていただくわけでございます。それに対しまして、納税者のほうから、ちょっとこれはおかしいんじゃないかというようなクレームが出た場合に、異議申立期間というものがございます。出た場合に、それがどうなのかと

というようなことで審査をしていただく機関でございます。

とはいえ、その審査申し出の件数は、今までに、本町におきましては、ほとんどございません。ございませんと会議が開かれないわけでございますが、ただ、納付書が出て、異議申し立てがなかったとか、今年の課税状況はこうだったとかという説明、適切な運営をしているということでご承諾を頂いていると、そういう会議を開いている。あるいは、3年に一遍の評価替えに当たりまして、こういうような観点からこういうような方法で、今度こういうふうに変更させていただくんだというようなことで説明をさせていただき、質疑、協議をさせていただいている。そういうような形で、年に1回、何かがあれば、2回も3回も4回も、開催せねばならないと、こういうような状況になっております。

以上です。

失礼しました。報酬につきましては、条例で規定させていただいてあるとおりでございまして、日当5,000円前後だったと思います。それと費用ということでございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、同意することに決定いたしました。

◎発議第1号～発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、発議第1号 手話言語法制定を求める意見書提出についてから日程第11、発議第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書提出についてまでを一括議題とします。

これから発議第1号から発議第3号までの提案理由の説明を求めます。

3番、大倉正幸君。

〔3番 大倉正幸君登壇〕

○3番（大倉正幸君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号から発議第3号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第1号 手話言語法制定を求める意見書提出についてですが、手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の文法体系をもつ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。そこで、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法(仮称)を制定するよう政府に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてですが、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかにかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及している。地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう政府に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書提出についてですが、教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は、いじめ、不登校をはじめ、学級崩壊、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

そこで、以下の項目を中心に、平成27年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること。少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること。子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。危険校舎、老朽校舎の改築や、更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、必要な教育予算を確保するべく、政府に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、各意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げます。発議第1号から発議第3号の提案理由の説明といたします。

よろしくお願いたします。

○議長(松崎 勲君) これで一括議題とした発議第1号から発議第3号の提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 手話言語法制定を求める意見書提出についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 手話言語法制定を求める意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから発議第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 意見書の各項目の2番目に、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現することとありますが、長南町にはふさわしくない項目かと思えます

が、長南町にふさわしい項目に変えるようなことは考えられないでしょうか。

既に長南町では少人数が実現しておりますので。

〔「提案者に質問しているかい」と言う人あり〕

○4番（小幡安信君） そうですね。提案者に答えていただきたいと思います。

〔「答弁できない」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 大倉君大丈夫かな。ちょっと答弁難しいじゃないか。議員発議だから。

取り下げますか。

○4番（小幡安信君） いや、取り下げなくて、いや、長南町に合ったものに変えることも考えていただきたい
と思いますので、取り下げることはありません。

〔何事か言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 本会議ではなく、ほかの機会で、委員会かなんかでやったらどうですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君、どうぞ。

○4番（小幡安信君） わかりました。では、この項目があるために、私は反対しますということを表明します。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 反対がありましたから、賛成します。

これはもう、義務教育の関連でございまして、なおまた、ちょっと申し上げさせてもらいますけれども、要望を、議長で、各大臣に陳情するわけですので、その文は、向こうから来たものを変えて出すってことは、千葉県下で、あるいは国でやってることだと思っんです。これを長南町議会だけが変わるということはありません。できないと思います。

この案で賛成します。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 反対だということを言わなきゃいけなかったと思うんで、とりあえず長南町にふさわしくない項目が含まれておりますので反対しますということを表明いたします。

○議長（松崎 勲君） 誰か賛成意見。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 勘違いしちゃいました。賛成討論のつもりでしたら、そうじゃなくて。国における27年度の教育費予算ですから、これを長南町が変えてするということは、議会の品位にもかかわると思いますし、

長南町議会もそのようなことでこれを変えて出すということについては、私はこのままでいいというふうに考えますので、賛成するものであります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを採決します。

本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって、会議を閉じます。

平成26年第2回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 2時10分)

◎町長挨拶

○議長（松崎 勲君） なお、町長から挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 平成26年第2回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、18日から本日まで6日間の日程で開催されました。ご提案申しあげました各案件につきましては、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございます。議員の皆様方から賜りましたご意見、ご要望につきましては、協議、検討を加え、今後の町政運営に反映させてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年度のふれあい町民ツアーにつきまして、少しお話をさせていただきます。

ツアーについては、隔年で実施しているところですが、本年度も区長さんの代表によるふれあい町民ツアー

実行委員会で、第14回目のツアーを企画していただきました。この企画は、7月の広報ちょうなんで町民の皆様へ周知していく予定となっております。企画の内容を申し上げますと、日程は11月18日火曜日の日帰りによるバス旅行であります。費用は、1人1万円程度で、募集人員は130名を予定しております。行先は山梨県忍野方面であります。

以上でありまして、最後となりましたが、例年より3日早く今月の5日に梅雨入りしましたが、入梅も済みますと、いよいよ暑い夏の季節が到来し、8月には花火大会などの行事が計画されております。今後も、重ねて皆様方のご協力をお願いいたしますとともに、ご自愛の上、ますますご活躍されますことをお祈り申し上げます、ご挨拶いたします。

ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） 皆さん、長時間にわたり、ありがとうございました。また、お疲れさまでした。